

第9期湖南省 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

概要版

高齢者がいきいきと自分らしく、
住み慣れた地域で 安心して暮らせるまち 湖南省



令和6年(2024 年)3月

湖南省

1 計画の趣旨

令和7年(2025年)には、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎え、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は、本市においては令和22年(2040年)頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。

国では人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた介護サービス基盤の整備や、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図ることが重要であるとしています。

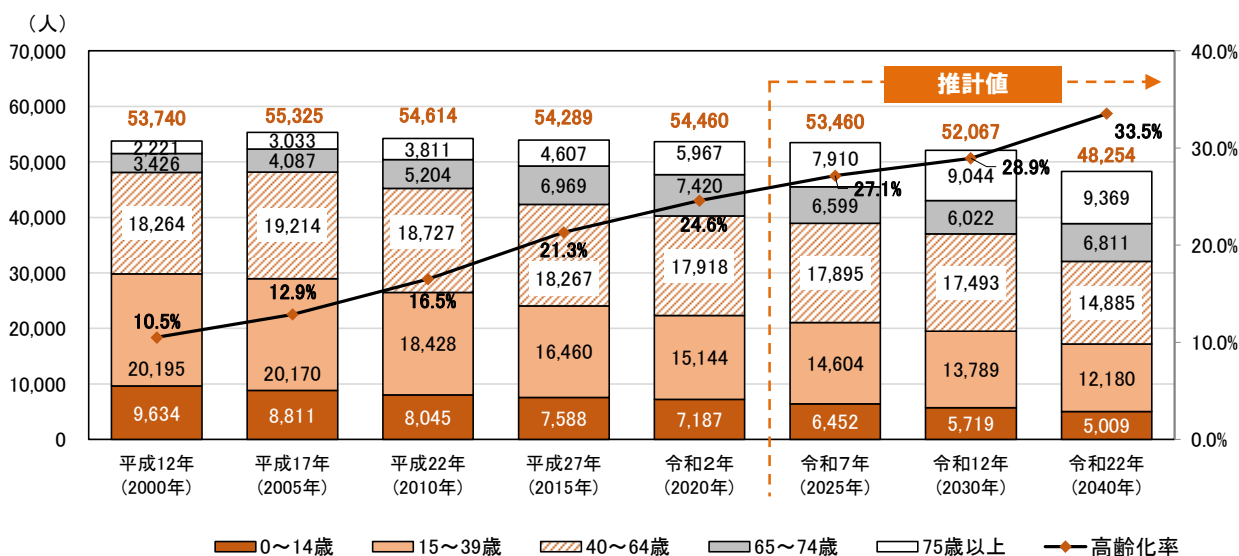
湖南省市では、コロナ禍を経て地域のつながりの希薄化が懸念されていることや、高齢化の進行、地域活動の状況などが生活圏域ごとに異なっていることなどの課題への対応のため、中学校区ごとへの地域包括支援センターの設置や重層的支援体制の整備により、身近な地域における相談・支援の体制の強化が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づく第9期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

2 計画期間

年度	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R17 2035	R22 2040
計画期間	第8期				第9期(本計画)		中長期的な視点による施策の検討							
							第10期				第11期			
					団塊の世代が 75歳以上に								団塊の世代が 85歳以上に	

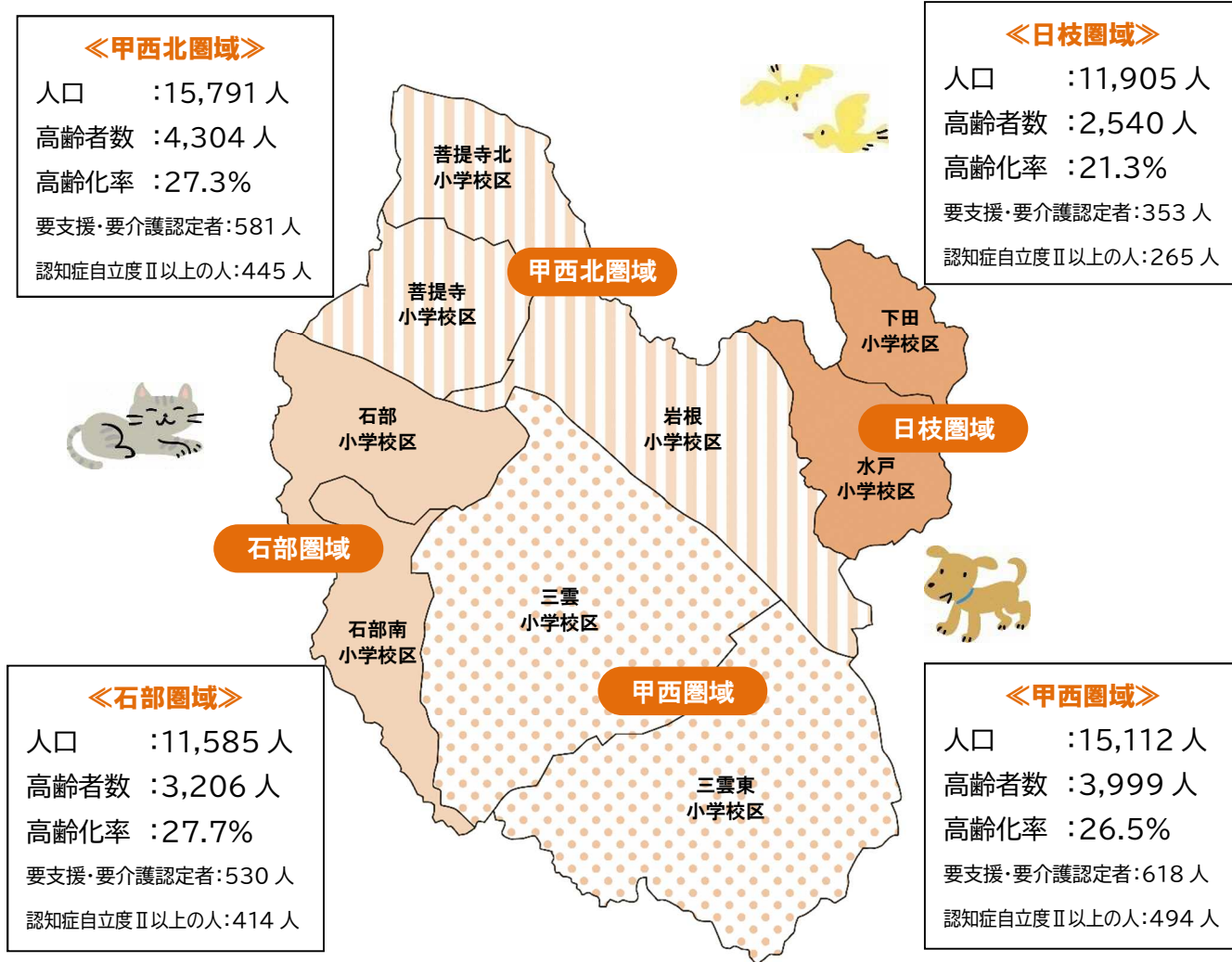
3 将来推計



資料: 国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」

4 日常生活圏域の状況

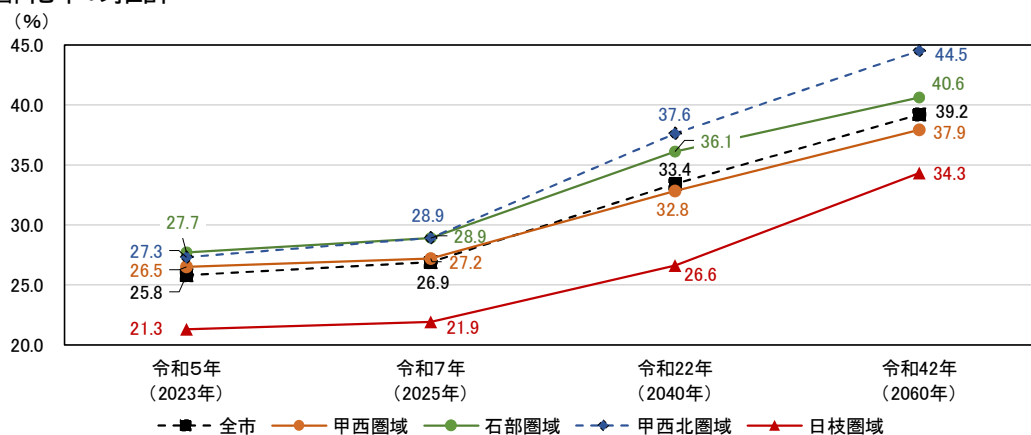
日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況等を勘案して定める区域のことで、本市では中学校区ごとの4圏域を設定し、地域包括支援センターを設置しています。



※住民基本台帳令和5年(2023年)4月1日現在

※認知症自立度Ⅱ:日常生活に支障を来す症状・行動や意志疎通の困難さが見られても誰かが注意すれば自立できる状態のこと。認知症の症状などに応じて「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」に分けられ、「Ⅱ以上」を支援を要する状態とすることが多い。要介護認定データからの数値。

■圏域別高齢化率の推計



※令和7年(2025年)以降は住民基本台帳実績を用いたコーホート変化率法による推計値

5 基本理念

高齢者をはじめ、全ての市民が住み慣れた地域でともに支えあいながら、生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、本計画の基本理念を次のとおり定めます。



高齢者がいきいきと自分らしく、



住み慣れた地域で安心して暮らせるまち 湖南省



6 湖南省の主な課題

課題1

地域コミュニティでのつながりの希薄化

- ・コロナ禍を背景としたつながりや助けあい・支えあいの希薄化
- ・困難を抱える人が適切な支援につながらない
- ・「自助」「共助・公助」両面からの力が弱体化してしまうおそれ

課題2

包括的な支援体制の必要性の高まり

- ・一人暮らし高齢者、老老介護世帯など支援を必要とする人の増加
- ・地域包括ケア体制のさらなる充実、包括的・重層的な支援体制の整備が必要

課題3

認知症者の増加に対応できる地域づくり

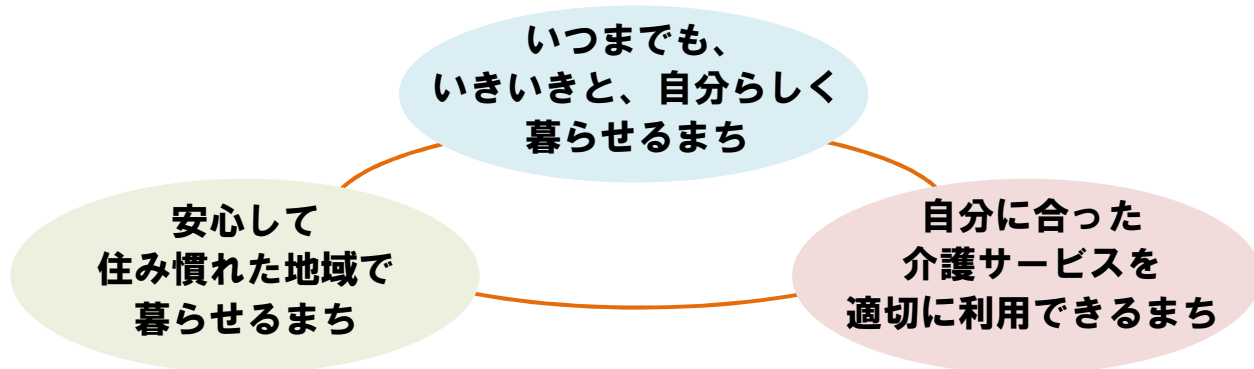
- ・認知症リスクが高まる 85 歳以上の人口が増加
- ・認知症になっても在宅での生活が継続できる地域づくりが必要

課題4

介護に関わる人材の確保・育成

- ・事業所における担い手不足
- ・介護サービスに携わる専門職の確保が必要
- ・インフォーマルなサービスの担い手となる人材の確保・育成が必要

7 基本目標



8 重点施策

第9期計画期間において特に重視する課題の解決につながる分野横断的な取組を重点施策として位置づけます。

重点施策1

支えあいの地域づくり



- ① 多様な主体による生活支援の取組
- ② 生活支援の充実

市民・地域に期待すること

- 身近な地域で、支援を必要とする高齢者への声かけや見守りなど、支えあいの担い手の一員としての意識を高めることに取り組んでみましょう。

重点施策2

地域包括ケアシステムの推進



- ① 地域包括支援センターの体制整備
- ② 地域包括支援センター業務の着実な執行
- ③ 地域包括支援センター業務の継続的な評価・点検

市民・地域に期待すること

- 地域包括支援センターの場所や機能を確認してみましょう。
- 知り合いから相談を受けた時、必要な時は地域包括支援センターなどの相談窓口につなげましょう。

重点施策3

総合的な認知症ケアの体制づくり



- ① 認知症の正しい知識の普及啓発
- ② 予防と早期対応の仕組みづくり
- ③ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの推進

市民・地域に期待すること

- 共生社会の実現に向けて、認知症に対する正しい知識について理解を深めていきましょう。

重点施策4

介護人材の確保・育成および介護現場の能率・効率向上の推進



- ① 介護を支える人材の育成・支援

市民・地域に期待すること

- 介護に関する様々な研修会などに参加してみましょう。
- 地域は、介護に関する人材確保についての研修会や人材募集の情報の周知など、関係機関などと連携してみましょう。

9 基本施策

基本施策1

生きがいづくりと 社会参加活動の促進



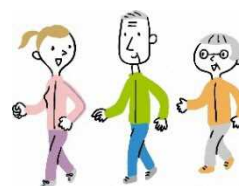
- ① 生きがいサービスと居場所づくりの推進
- ② 社会活動への参加促進

市民・地域に期待すること

- 日頃から一人ひとりができることに取り組み、地域とのつながりを強化していきましょう。

基本施策2

健康づくりと介護予防、 自立支援の推進



- ① 健康づくりと介護予防事業の一体的な実施の推進
- ② 自立支援の推進

市民・地域に期待すること

- 運動やバランスの取れた食事、禁煙などに努め介護が必要な状態とならないように心身の健康づくりを行いましょう。

基本施策3

緊急時・災害時に係る体制整備



- ① 緊急時・災害時の支援対策の強化
- ② 災害時や感染症に対する体制整備の推進

市民・地域に期待すること

- 日頃から近所の人たちとのコミュニケーションをとり、地域のつながりをつくりましょう。
- 「指定避難所」や「福祉避難所」について確認してみましょう。
- 地域では、要配慮者の方の日頃の見守りを通じて、地域における支えあい関係づくりを進めましょう。

基本施策4

権利擁護の推進



- ① 権利擁護支援のための関係機関との連携強化
- ② 権利擁護、虐待防止のための啓発
- ③ 迅速で適切な虐待対応

市民・地域に期待すること

- 権利擁護に関する研修や講座に参加してみましょう。
- 高齢者虐待を未然に防ぐために、介護者などの悩みの相談にのり、必要な時は地域包括支援センターなど適切な窓口相談しましょう。

基本施策5 医療と介護の連携



- ① 連携の課題抽出と対応の協議
- ② 医療と介護の連携拠点の充実
- ③ 在宅医療・介護の啓発
- ④ 多職種・多機関との連携推進

市民・地域に期待すること

- 在宅医療や介護に関する研修や講座に参加してみましょう。
- 病気や介護が必要な状態に備えて、自分の生き方や希望を家族や身近な人と話してみましょう。

基本施策6 住まい等の基盤整備や 介護保険サービス

- ① 在宅生活を支えるための介護サービスの整備
- ② 介護保険施設サービス利用の適正化
- ③ サービスの質の向上
- ④ 介護者の負担軽減や知識・技術習得の支援
- ⑤ 多様な住まいや交通環境の確保

基本施策7 介護保険事業の円滑な運営

- ① 介護認定の適正化
- ② 給付の適正化の推進
- ③ ケアマネジメントの適正化
- ④ 介護予防・日常生活支援
総合事業の適切な運営
- ⑤ 受給者の理解の促進
- ⑥ 適正な財政運営の推進
- ⑦ 計画の進捗管理と評価



10 計画の推進と進捗管理

① 計画の推進と進捗管理

計画の進捗管理のため、庁内関係部署はもとより、地域や事業者、関係団体とも連携して、進捗状況を迅速かつ的確に把握し、PDCAサイクルにより効果的な評価・改善がなされる体制を構築します。

計画の進捗状況を把握し、特に施策の展開に関する事項については、「介護保険運営協議会」「地域包括支援センター運営協議会」等に報告し、評価を受け、改善につなげます。

本計画は、行政だけでなく、民間団体や福祉、保健、医療、介護、防災など各関係機関や市民、地域団体との連携、協力の下で各種取組を進めていきます。

② SDGsの理念に基づく持続可能なまちづくりの推進

本市では、令和2年(2020年)7月に「SDGs未来都市」として内閣府総理大臣から認定を受け、SDGsの基盤となる経済・社会・環境の三側面の取組により地域課題の解決につなげていくこととしており、本計画においても、SDGsの理念に基づき、引き続き取り組んでまいります。

11 第9期介護保険料の設定

(令和6年度～8年度)

所得段階	対象者	第9期乗率	月額保険料額
第1段階	生活保護の受給者、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人	0.455 (0.285)	2,780 円 (1,741 円)
	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 120 万円以下の人	0.685 (0.485)	4,185 円 (2,963 円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で上記以外の人	0.690 (0.685)	4,216 円 (4,185 円)
第4段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が 80 万円以下の人	0.88	5,377 円
第5段階	本人は住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる)で上記以外の人	1	6,110 円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の人	1.15	7,027 円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上、200 万円未満の人	1.26	7,699 円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上、350 万円未満の人	1.48	9,043 円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 350 万円以上、450 万円未満の人	1.55	9,471 円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 450 万円以上、590 万円未満の人	1.87	11,426 円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 590 万円以上、680 万円未満の人	1.94	11,853 円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 680 万円以上、750 万円未満の人	1.96	11,976 円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 750 万円以上、1,000 万円未満の人	2.20	13,442 円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 1,000 万円以上、1,500 万円未満の人	2.35	14,359 円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 1,500 万円以上の人	2.40	14,664 円

()は低所得者の保険料を軽減した後の乗率です。

第9期湖南省高年齢者福祉計画・介護保険事業計画【概要版】

令和6年(2024年)3月

発行:湖南省 / 編集:健康福祉部 地域包括ケア推進局 高年齢福祉課

〒520-3223 滋賀県湖南省夏見 588 番地

TEL: 0748-71-2356 / FAX: 0748-72-1481

E-mail kaigo@city.shiga-konan.lg.jp